

留総総第384号

平成28年2月26日

留萌市監査委員 岩崎智樹 様
留萌市監査委員 坂本守正

留萌市長 高橋定敏

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について
平成28年1月14日付留監第114号で報告のあったこのことについて、定期
監査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第1
99条第12項の規定により通知します。

(総務部総務課総務係)

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

① 委託した業務にかかる積算について

(ア) 予定価格にかかる積算書類が保存されていないものが散見された。

確実な積算を行うとともに書類の保存について徹底する。

(イ) 予定価格の積算が、予算額または予定価格調書と合致しないものが見受けられた。

内容確認を徹底し、適正な処理に努める。

(ウ) 予定価格の積算の詳細が不明であるものが見受けられた。

予定価格の積算に必要な情報を積極的に収集し、適正な価格の積み上げにより積算する。

② 随意契約の理由、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か

(ア) 自治法施行令「第 167 条の 2 第 1 項第 1 号」による契約について

可能な限り最小限の予算で契約するために複数の業者から見積書を徴取することに努めるとともに、随意契約の根拠の精査を徹底する。

(イ) 自治法施行令「第 167 条の 2 第 1 項第 2 号」による契約について

公平、公正な契約となるよう契約方法の決定時に検討するよう努める。

③ 契約にかかる関係書類は的確に整備されているか

留萌市契約マニュアル等に基づく適正処理を徹底する。

④ 契約書は適正に作成されているか

留萌市契約規則等に基づき適正に処理するよう努める。

⑤ 委託業務に係る事務事業は仕様書及び契約書のとおり履行されているか

(ア) 仕様書

仕様書の内容について精査するとともに、変更が必要な場合は変更届等により適正に処理する。

(イ) 契約書

今回業務担当員等の未通知について指摘件数が多かったことから、契約書の条項に基づき、確実に履行する。

⑥ 委託料の支払について

(ア) 部分払いについて

契約書の内容確認について徹底するとともに、契約書の条項に基づく適正処理を徹底する。

(イ) 契約書の条項の支払い方法と異なる支払い方法について

契約書の条項に基づき適正に処理するよう努める。

⑦ その他

(ア) 消費税率の誤りについて

今後も税率の改正が予想されることから、改正時には特に内容確認を徹底し、適正に処理するよう努める。

(イ) 関係書類における記載漏れ、誤字、脱字について

書類作成時における内容確認を徹底し、適正に処理する。

留市教学第903号

平成28年2月9日

留萌市監査委員 岩崎智樹様

留萌市監査委員 坂本守正様

留萌市教育委員会委員長 江島直彦

平成27年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）

平成28年1月14日付け、留監第114号にて報告のありました件につきまして、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知いたします。

（学校教育課庶務係）

平成27年度定期監査の結果を参考として講じた措置

①委託した業務にかかる積算について

- (ア) 予定価格にかかる積算書類が保存されていないものが散見された。
- ・ 予定価格積算の書類については、新年度から適切に保存する。
- (イ) 予定価格の積算が、予算額又は予定価格調書と合致していないものが見受けられた。
- ・ 指摘なし。
- (ウ) 予定価格の積算の詳細が不明であるものが見受けられた。
- ・ 「青少年健全育成事業委託料」の予定価格の積算に、受注者が別団体に負担する金銭についても計上していたものについては、新年度から事業内容を精査し、適正に処理する。

②随意契約の理由、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正化か

- (ア) 自治法施行令「第167条の2第1項第1号」による契約について
- ・ 指摘なし。
- (イ) 自治法施行令「第167条の2第1項第2号」による契約について
- ・ 「学校警備委託料」の随意契約の根拠については、第2号ではなく第7号が適正であったため、新年度から適切に処理する。

③契約にかかる関係書類は的確に整備されているか

- ・ 「学校給食センター」の契約事務において、検査調書の手続きに不備があったため、新年度から適切に処理する。

④契約書は適正に作成されているか

- ・ 指摘なし。

⑤委託業務にかかる事務作業は、仕様書及び契約書のとおり履行されているか

(ア) 仕様書

- ・ 「留萌市学校給食センター食品残留農薬検査業務委託」の当初の仕様書の内容が見積通知後に変更となっていることについて、新年度から仕様書の内容が変更とならないよう精査するとともに、変更が生じる場合は、業務の変更届等により、両者協議の上、履行していく。

- ・ 「留萌市学校給食センター環境衛生業務及び検査委託」の業務の時期が仕様書に記載された時期と実際に行われた時期に相違があったものについて、新年度から統一した時期となるよう適正に処理する。

(イ) 契約書

- ・ 「業務担当員の通知」「業務処理責任者の通知」「検査の結果通知」及び「部分払いの検査結果通知」が未通知だったものについては、新年度から契約書に基づき、適正に処理する。
- ・ 「学校校舎便所清掃業務委託」に係る部分払いの請求月の相違については、契約書に基づき、新年度から適切に処理する。
- ・ 見積通知で部分払いを認めているものについては、新年度から契約書に部分払いの条項を明記する。

⑥委託料の支払について

(ア) 部分払いについて

- ・ 見積通知中、「部分払い」についての表記がないものは、新年度から表記する。

(イ) 契約書の条項の支払方法と異なる支払方法について

- ・ 指摘なし。

⑦その他

(ア) 消費税率の誤りについて

予定価格調書及び見積通知における消費税率の誤りについては、平成27年度から修正済みのものもあるが、新年度から適切な表記となるようチェック体制を強化する。

(イ) 関係書類における記載漏れ、誤字、脱字について

- ・ 予定価格調書、見積通知及び見積もり合わせ執行記録における記載漏れ、誤字等については、平成27年度から修正済みのものもあるが、平成28年度からは、事前にこれまでの監査指摘事項を適切な表記となるようチェック体制を強化する。
- ・ 「学校警備委託料」に係る警備日誌については、平成28年1月に統一した様式を作成し、各校に周知を図った。

留病総第272号

平成28年2月26日

留萌市監査委員 岩崎智樹様

留萌市監査委員 坂本守正様

留萌市病院事業管理者職務代理者

留萌市立病院副院長 高橋文彦

平成27年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）

平成28年1月14日付け、留監第114号にて報告のありました件につきまして、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知いたします。

（総務課総務係）

平成27年度定期監査の結果を参考として講じた措置

①委託した業務にかかる積算について

- (ア) 予定価格にかかる積算書類が保存されていないものが散見された。
 - ・ 予定価格積算の書類については、新年度から適切に保存する。
- (イ) 予定価格の積算が、予算額又は予定価格調書と合致していないものが見受けられた。
 - ・ 指摘なし。
- (ウ) 予定価格の積算の詳細が不明であるものが見受けられた。
 - ・ 予定価格調書の作成が必須でないものについても、次回から積算を行う。

②随意契約の理由、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正化か

- (ア) 自治法施行令「第167条の2第1項第1号」による契約について
 - ・ 指摘なし。
- (イ) 自治法施行令「第167条の2第1項第2号」による契約について
 - ・ 指摘なし。

③契約にかかる関係書類は的確に整備されているか

- ・ 「薬袋プリンター保守契約」の仕様書は、次回から作成する。
また、見積書の委託期間の誤りについては、今後このようなことの無いよう十分に精査する。

④契約書は適正に作成されているか

- ・ 「監督・検査」、「保証金」、「遅延利息」、「紛争の解決方法」の記載漏れがあったことについて、次回から契約条項にもれが無いよう契約規程等を再度確認し、適切に処理する。

⑤委託業務にかかる事務作業は、仕様書及び契約書のとおり履行されているか

- (ア) 仕様書
 - ・ 指摘なし
- (イ) 契約書
 - ・ 「薬袋プリンター保守契約」は一括前払いとしているが、次回から業務終了後に支払う。

⑥委託料の支払について

- (ア) 部分払いについて
 - ・ 指摘なし

(イ) 契約書の条項の支払方法と異なる支払方法について

- ・ 指摘なし。

⑦その他

(ア) 消費税率の誤りについて

- ・ 指摘なし

(イ) 関係書類における記載漏れ、誤字、脱字について

- ・ 予定価格調書、見積執行記録における記載漏れ、誤字等について次回からは、事前にこれまでの監査指摘事項を適切な表記となるようチェック体制を強化する。